

## クリーンディーゼル乗用車に係る税率の特例措置

適用対象	軽減税率	適用期間
平成21年排出ガス規制（ポスト新長期規制） に適合しているディーゼル乗用車	1. 0%軽減	平成20年5月1日から 平成21年9月30日まで
	0. 5%軽減	平成21年10月1日から 平成22年3月31日まで